**学外実習の移動における事故の取り扱いについて**

平成２７年　５月２７日

教授会承認

学生が住居と実習施設等相互間を往復する間に事故が生じた場合、以下のように取り扱うこと。

1.移動中に事故が発生。

2.当該学生が警察と学務課教務係に、自身の状況、事故の状況（事故時間・場所等）を連絡する。

3.学生は自身の加入している保険会社に連絡を入れる。

4.連絡を受けた学務課教務係は、実習先に、当該学生が遅刻あるいは欠席する旨を連絡するとともに、当該学生の状況及び事故の状況を「担当教員」または「学級教員」、「学部教育支援室長」、「学科長」及び「学部長」に報告する。

5.教務係は、学生係に、該当学生の氏名と事故の状況を伝える。

6.教務係より連絡を受けた学生係は、学生が加入している保険について確認後、適宜保険の手続きについて、連絡を取る。

7.当該学生は後日、学務課教務係にて、欠席等の手続きを、学生係にて保険等の手続きを行う。

学科長

学生係

実習先

学務課教務係

事故発生

学部教育支援室長

学部長

担当教員・学級教員

保険会社

警察

学　生